

第2次大磯町男女共同参画推進プラン

平成29年2月

第2次大磯町男女共同参画推進プラン 目次

第1章 計画改定において

- (1) 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的な考え方

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 計画の内容

- (1) 基本目標1 女性の活躍と参画の推進・・・・・・・・・・ 6
- (2) 基本目標2 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）・・・・・・ 10
- (3) 基本目標3 人権としての性の尊重・・・・・・・・・・ 16
- (4) 基本目標4 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発・・・・・・ 19

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第1章 計画改定において

(1) 計画改定の趣旨

本計画は、「男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号））という男女共同参画社会の実現をめざす、大磯町の男女共同参画計画です。

国では、「第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年）」の策定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）（平成 13 年法律第 31 号）」の制定や改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成 27 年法律第 64 号）」の成立、神奈川県では、「かながわ男女共同参画推進プラン（第 3 次）（平成 25 年）」の策定など社会情勢の変化に応じた法律などの整備が行われ、職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組みが進められています。また、平成 28 年に国がまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」においても、働き方改革、子育て環境の整備、希望出生率 1.8 に向けた取組みを進めるためにも、さらなる女性の活躍が求められています。

大磯町では、平成 18 年 3 月に「大磯町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

しかしながら、平成 27 年度に実施した「大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査」の結果では、大磯町内で男女共同参画社会が進んでいるかという問いに対して、「かなり進んでいる」、「ある程度進んでいる」と回答した人は 27%、「あまり進んでいない」、「まったく進んでいない」と回答した人は 35%という結果となりました。

こうした状況から、町におけるこれまでの男女共同参画社会の形成に向けた取組みは未だ十分とは言えず、近年の問題傾向に対する認識を新たにしながら、男女がともに、みずからの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取組みが、引き続き必要であると考えます。

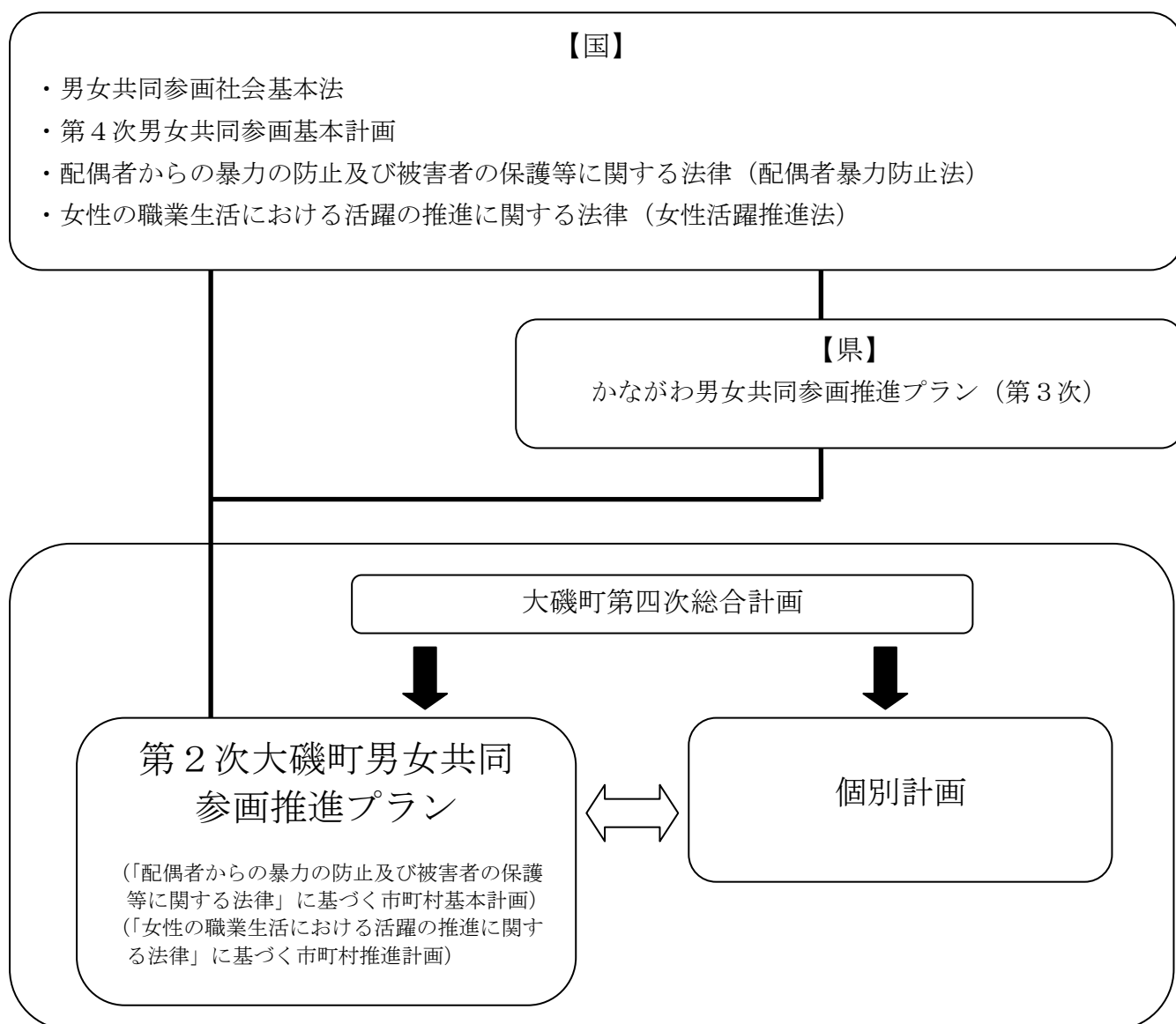
この「第 2 次大磯町男女共同参画推進プラン」は、これまでの「大磯町男女共同参画推進プラン」を基本に、法改正等の動きやアンケートの結果を踏まえながら、時代に即した施策を展開するために改定するものです。

（２） 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画であり、大磯町第四次総合計画に基づく分野別の個別計画です。

また、本計画の基本目標 3 の施策の方向 9 「配偶者等からの暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく、市町村基本計画の性格も併せ持ちます。

さらに、基本目標 1 及び基本目標 2 は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める市町村推進計画の性格も併せ持ちます。



第2章 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

① 固定的な性別役割分担意識を解消し、みずからの個性と能力が発揮できる社会

性別による役割とは、社会や文化によって相対的に定められたもので固定的なものではありません。しかし、社会通念としていったん定められてしまうと、そこから脱却して各自が自由な性別役割観を形成することは容易ではありません。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、若い世代を中心に徐々に変化がおきてきていますが、実際に家事・育児・介護など女性が主として担っている負担は大きく、また、男性優位の慣行・慣習のもとで、女性の能力発揮や主体的な活動が妨げられていることもあり、いまだ固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っています。

これからは、一人ひとりが自己実現を図ることができる社会の形成に向けて、個人がそれぞれの価値観に基づいて主体的に生き方を選択し、みずからの個性と能力を自由に発揮できる環境が必要です。そのためには、「女だから」「男だから」というような固定観念にしばられることなく、また、男らしさや女らしさといった外枠に当てはめ自分をとらえるのではなく、女性と男性の理解と協調のもと、等しく個人が尊重され、「自分らしさ」を主張できる社会が必要です。

② 男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会

女性の社会参画の意義は、単に女性の労働力を社会に活かすということにとどまりません。多様な人々が社会のあらゆる場に参画することによって、豊かな未来を切り開く新たな価値の創造が可能になります。

確かに、就業面に見られるように女性の社会参画は、価値観の多様化や社会要請の高まりなどの要因によって、年々増加し、その領域に広がりを見せています。

しかし、家庭責任や地域活動においては、そのほとんどを女性の参加や負担に頼っている一方、政策や方針の決定の場においては、女性の関与は少ないという、性別役割分担意識に起因する偏りが見られます。

女性が多様な生き方を選択できるということは、様々な分野において、女性が活躍できる場の裾野が広がり、男性も多様な生き方を選択することが可能となり、女性と男性がともに暮らしやすい生活が実現されます。

そして、活力ある、調和のとれた社会を形成するために、社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参加し、お互いを尊重しながら協力していくことが必要です。

③ 人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会

人間の尊厳として基本的人権が尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、女性と男性がともに自由に個性と能力を発揮し、一人ひとりが対等な関係の社会が望まれています。人権という、より広範な領域において、女性の人権の実体を明らかにし、女性と男性の人権の現状をより明瞭にしていくことが必要です。

女性と男性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができることが男女共同参画社会の実現に必要です。

④ 町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会

教育・家庭・福祉・健康・労働・社会参画など幅広い分野に関連した男女共同参画施策については、総合的な計画に基づいて、推進していく必要があります。

役場の内部組織においては、各部門の相互の連絡・調整を行う総合的な体制を整備するとともに、広く町民の理解と協力を得ながら、町と町民が一体となって取り組めるような推進体制を維持することが求められます。

また、女性をめぐる諸問題を調査・検討するうえでも、町内の人的ネットワークや情報ネットワークを構築し、関係機関と連携することが大切です。

そして、大磯町のみにとどまらず、近隣市町村を含めた自治体間の交流を行い、協力し連携を図りながら男女共同参画行政を推進していくことが必要です。

(2) 計画期間

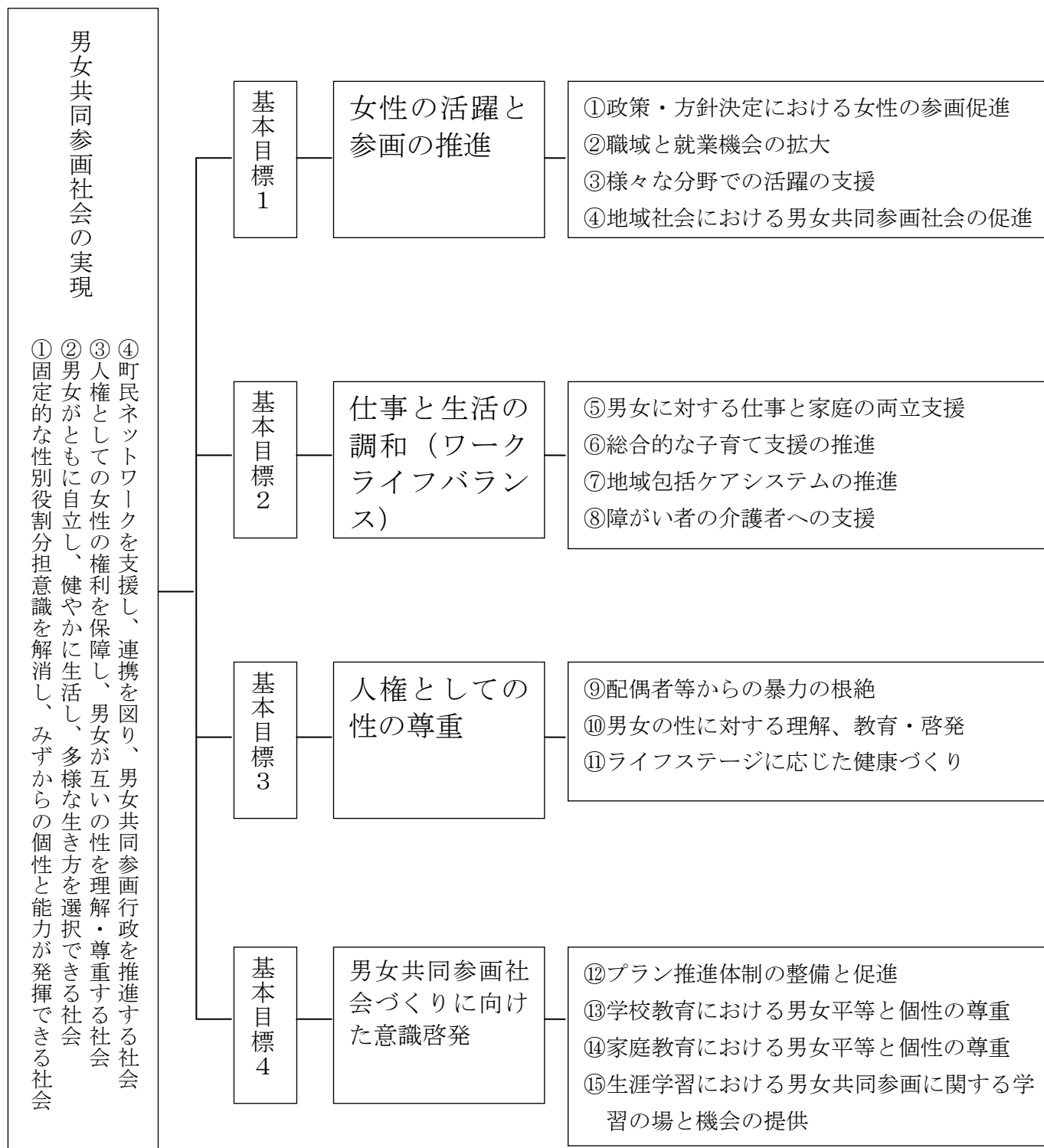
本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

(3) 計画の体系

【基本的な考え方】

【基本目標】

【施策の方向】



第3章 計画の内容

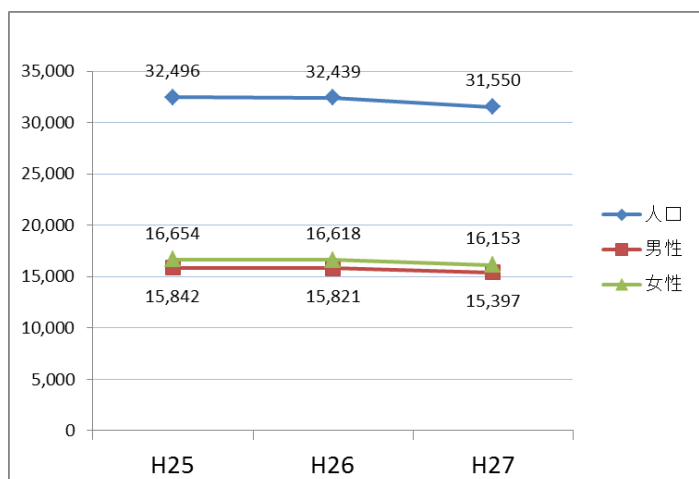
(1) 基本目標 1 女性の活躍と参画の推進

【現状と課題】

大磯町の人口の半数以上は女性が占めており、町の政策や方針の対象や影響を半数以上の女性が受けることから、女性と男性ともに、あらゆる分野において生き生きと個性や能力を発揮し、政策・方針決定過程へ対等に参画することが、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。

近年、政治や企業、官公庁の政策・方針決定過程など、様々な場面で女性と男性が一緒に活躍する姿が見られるようになりましたが、防災や地域活動の分野などにおいても女性の参画をさらに促進し、あらゆる分野において女性が活躍できるように支援する必要があります。

図1 大磯町男女別人口



※国勢調査より

表1 大磯町の審議会等の女性委員率

H25 年度	H26 年度	H27 年度
20.8%	26.1%	27.0%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査より（内閣府）

表2 大磯町議会の女性議員率

H25 年度	H26 年度	H27 年度
57.1%	57.1%	50.0%

施策の方向 1 政策・方針決定における女性の参加促進

政策・方針決定の場に男性のみならず女性が参画し、女性の意見を積極的に反映することは、男女平等社会の実現のために大切な要件です。女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画を促進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
1	町審議会等、方針決定の場への女性参画促進	町審議会等に対し、男女共同参画の理解促進と、女性の積極的な登用への協力を図ります。	町民課

施策の方向 2 職域と就業機会の拡大

性による差別を撤廃し、性別にとらわれない個々人の能力重視の考え方の徹底や多様な就労形態を可能にするため、関係機関が男女の平等な雇用に関する積極的支援の必要性について十分認識できるよう啓発を強化します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
2	企業・団体等への女性登用の働きかけ	女性の就労環境の整備や雇用条件の性による格差の是正、女性の管理職登用など、「男女雇用機会均等法」を遵守するよう町内の企業・団体等に対して啓発します。	産業観光課
3	町女性職員の採用と登用促進	町における女性職員の採用・登用を推進するため、女性職員の多様な経験が可能な人事配置や職務分担を推進します。また、職員一人ひとりが、より能力を高め発揮できるような研修の機会を平等にし、管理職を対象に女性職員の育成指導やより良い就労環境づくりにつながる研修を実施します。	総務課
4	男女平等を基にした教職員の採用と登用促進	小中学校教員は神奈川県採用となっていますが、町としても配置についてバランスよくできるよう要望します。また、人事異動について男女平等に努めるとともに、管理職の女性登用を実施します。	学校教育課

施策の方向3 様々な分野での活躍の支援

職場や地域において女性が積極的に活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そのための学習の場や機会を積極的に提供し、あらゆる分野へ参加・参画ができる条件整備や環境づくりを推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
5	女性の職業能力開発と訓練機会の提供	関係機関と連携し、就業訓練等の情報の収集・提供等を実施します。	産業観光課
6	女性の起業支援	性別によらず、広く起業者に対して情報の収集・提供等を実施します。	産業観光課
7	女性の活躍推進のための機会提供	女性が主体的に物事を考え、みずからの権利を行使できるよう、各種分野の学習講座を開設し、女性の社会的視野の拡大を図ります。	生涯学習課

施策の方向4 地域社会における男女共同参画社会の促進

防災・災害対策のあらゆる場面において女性の視点を取り入れ、女性の参画を推進します。また、自治会など地域団体においても、女性の参画、役職への登用が進むよう働きかけを行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
8	男女双方の視点に十分配慮した避難所における生活環境の確保	避難者のプライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮した、避難所における生活環境確保のための取組みを推進します。	危機管理課
9	災害時における女性ボランティアの活動推進	女性消防団員や女性防火クラブ員の加入促進を行うとともに、災害時に支援者として活躍できるよう実践的な訓練等を実施し、災害時における女性ボランティア活動の取組みを推進します。	危機管理課 消防総務課
10	地域団体の役員への女性登用の促進	自治会などの地域団体の役員に女性の登用が進むよう働きかけを行います。	町民課

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
11	ボランティア活動人材育成のための機会提供	社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア団体に対する活動支援を行い、町内で活動するボランティアの育成に努めます。	福祉課

成 果 目 標

評 価 指 標	現況 (H27 年度)	H32 年度 目標数値
町審議会等への女性参加率	27.0%	40.0%
区長・副区長の女性割合	1.5%	5.0%



(2) 基本目標 2 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は依然として存在しており(※図2)、女性が出産等を機に退職する状況があります。その中には、就業継続を希望しながらも、仕事と子育て、介護等との両立が難しいために退職する女性も多くいます。

女性が働き続けるためには、働き方改革による企業の育児休業の取得などに対する理解や、家事分担など家庭における男性の参画を促進するとともに、子育て支援や介護等福祉サービスの充実などの社会環境の整備に取り組む必要があります。

図2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



※大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査より

表3 学童児童数の推移(各年5月1日) (単位:人)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
大磯学童保育クラブ	92	96	95	83	105
国府学童保育クラブ	67	66	60	69	79

表4 待機児童数の推移(各年4月1日) (単位:人)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
待機児童数	5	3	1	11	18

表5 要介護認定者数の推移(単位:人)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
要支援	378	422	440	458	428
要介護1	284	284	293	347	372
要介護2	228	255	281	267	250
要介護3	210	188	214	214	213
要介護4	223	228	207	227	242
要介護5	200	191	192	184	199

※大磯町高齢者保健福祉計画より

施策の方向5 男女に対する仕事と家庭の両立支援

女性と男性がともに人間らしく労働し、育児や介護もともに果たすことができるように労働時間の短縮と、マタニティ・ハラスメントといった妊娠・出産・育児休業取得等を理由とした差別的な待遇を受けないように、関係機関に対し啓発を行います。

また、男性の家庭生活に参画する権利を守るとともに、男性の家庭・地域活動等への積極的な参画を促し、子育てに対し女性と男性がともに関わり、親としての役割を果たすことができるように支援を行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
12	育児・介護休業制度の周知	雇用均等に関する相談窓口の広報ポスターを利用して労働者のために広く周知します。	産業観光課
13	就業相談窓口の整備と広報	窓口等にパンフレットを設置し、広く町民に対し周知します。	産業観光課
14	ともに子育てをするための育児支援 (父親・母親教室の開催)	赤ちゃんのお風呂の入れ方や離乳食づくり、夫がつくるクッキング、妊婦体験など夫婦で参加するマタニティースクールを開催します。また、父親が積極的に子育てに参加し、ともに子育てをし、子育てを楽しむことができるように、父親向けの講座（イクメン講座）等を開催します。	子育て支援課 スポーツ健康課



施策の方向6 総合的な子育て支援の推進

女性の社会進出が進み、多様な分野でその能力を発揮し活躍する女性が増えている今日、子育て支援はますます必要とされています。

子どもを産みたい人が安心して健やかに産み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てにともなう喜びを実感できる社会をめざし、地域社会全体で子育てを支援する取組みを推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
15	保育・教育環境基盤の確保	すべての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、民間の力を活用しながら、働き方の多様化に対応できる施設を確保し、待機児童対策を推進します。	子育て支援課
16	多様な保育・教育サービスの充実	保護者の就業形態や保育ニーズ、子育てに対する負担感の軽減等を図るため、一時預かりや病後児保育など多様な保育・教育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
17	多子世帯に対する負担軽減の実施	第2子以降に該当する子どもの保育料を無料にし、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
18	子育て家庭支援の充実	親子や仲間との交流などそれぞれが助け合い子どもたちの成長を支援できるように、子育て情報の収集・提供、育児相談の実施や学習・交流機会の提供、子育て支援に関わる人材の育成などを行い、地域において孤立しない子育て環境づくりに取り組みます。また、子育て支援総合センターに専門のアドバイザーを常駐させ、より専門的なアドバイスを提供することで、子育て中の不安感や負担感の軽減を図ります。	子育て支援課

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
19	放課後児童対策の充実	保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。また、「放課後児童健全育成事業（学童）」と「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後児童対策に取組み、すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所の提供を推進します。	子育て支援課
20	朝の子どもの居場所づくりの推進	保護者が就労などの理由により学校の始業前に家庭にいない小学生が、安全・安心に過ごすことのできる居場所を設け、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。	子育て支援課
21	三世代による子育て支援の推進	世代や性別を問わずに子育てを担う環境をめざし、子育て世代と高齢者がふれあい、相互理解を図る場を提供します。	子育て支援課
22	ひとり親家庭等への総合的支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種の子育て支援事業や福祉制度の紹介など、ひとり親家庭を総合的にサポートします。	子育て支援課

施策の方向 7 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護など包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められています。構築に向けて、地域住民が性別を問わず生活支援の担い手となる体制作りに取り組みます。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
23	地域での見守り体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で暮らすとともに、介護する人の負担を軽減させるため、地域での見守り体制の充実を図ります。	福祉課

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
24	分かりやすい情報の提供と相談体制の充実	介護する人も介護される人も身近なところで、必要な介護サービス・介護技術等の情報提供や相談・指導が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。	福祉課

施策の方向 8 障がい者の介護者への支援

障がい者の介護は、高齢者を中心とする介護と同様、介護する人の負担は大きく、介護により仕事を離職したり、介護疲れなどの肉体的、精神的な問題が生じています。

性別を問わず、援助を必要とする人々が安心して暮らせる社会とは、男女共同参画を進める上での前提であり、援助を必要とする人々や、それを支える人々に対する支援を行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
25	自立に向けた雇用・就労支援の促進	障がい者の社会生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う生活上の相談に応じ、就労支援事業所、就業・職場定着に係る関係機関との連絡調整を行い、障がい者の自立を促進することにより、介護する人の負担軽減を図ります。	福祉課
26	福祉サービスの充実	障がい者の自立と社会参加を支援するため、「障害者生活支援事業」を委託により行い、専門相談員が身体・知的・精神に障がいを持つ本人及びその家族からの様々な相談に応じるとともに、保健福祉や教育等の関係機関等と連携して本人を支えることにより、地域で自立した生活を送れるよう支援します。	福祉課

成 果 目 標

評 価 指 標	現況 (H27 年度)	H32 年度 目標数値
認定こども園の設置数	0 園	2 園
認知症サポーターの人数	1,496 人	3,000 人



(3) 基本目標3 人権としての性の尊重

【現状と課題】

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現の基本ですが、配偶者等に対する暴力（※図3）やセクシャルハラスメントなどが依然としてみられ、男女共同参画社会の形成にむけての大きな課題となっています。

近年では、殴る、蹴る等の身体に対する暴力だけではなく、大声で怒鳴る、生活費を渡さないなどの精神的暴力や性的暴力、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しており、神奈川県では「DVに悩む男性のための相談窓口」を開設するなど、暴力の種類は多様化（※図4）しています。事件を未然に防ぐためにも、関係機関と連携を強化し、被害者の安全確保に努める必要があります。

また、男女の身体の違いを理解し合い、生涯を通じて健康を維持することは不可欠であり、性差に応じた健康支援を行う必要があります。

図3 DV経験について

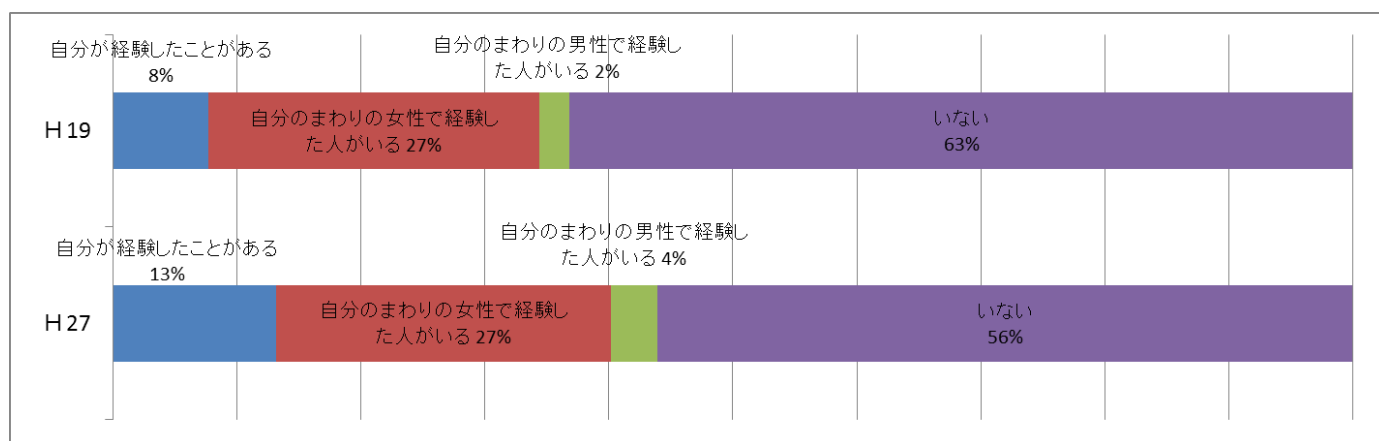
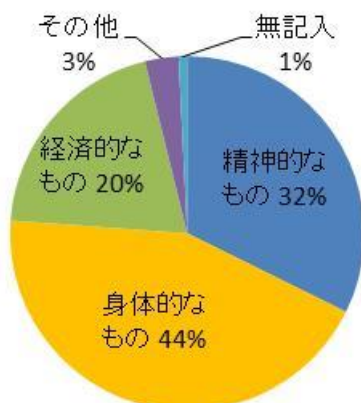


図4 経験したことがあるDVの内容について



※大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査より

施策の方向 9 配偶者等からの暴力の根絶

被害者の安全確保を最優先としつつ、啓発活動をはじめ、関係機関との連携を強化し、相談体制を充実し、DV被害者へ支援を行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
27	DV防止に向けた意識啓発	広報誌や窓口周知カード等を活用してDVやデートDVに関する情報発信を行い、暴力防止について啓発します。	町民課
28	DV等に関する相談や関係機関との連携	関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。	町民課
29	子どもへの支援	児童相談所等関係機関と連携し、子どもの安全を確保し、心身のケア等支援の充実を図ります。	子育て支援課
30	児童虐待の予防	子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や子育て中の保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うことで、児童虐待の早期発見や地域での見守りを充実する取組みを推進します。	子育て支援課 スポーツ健康課

施策の方向 10 男女の性に対する理解、教育、啓発

学校・家庭・地域などすべての場の生活の中で、性についての正確な情報を提供し、生命の大切さ、人権尊重、男女平等の視点に立った性教育を推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
31	男女共同参画の視点に立った性に関する教育と啓発	児童・生徒が生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持つことによって、みずから判断し、意思決定の能力を身に付け、適切な行動をとることができるよう、性に関する指導の充実を図っていきます。	学校教育課
		人権教育講座等に男女共同参画を取り入れるように検討します。	生涯学習課 福祉課

施策の方向 11 ライフステージに応じた健康づくり

女性は妊娠や出産などを経験することから、女性と男性では、身体的、生理的な差異を十分に理解し合い、心身の健康に関して正確な知識や情報を得られるよう啓発を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※）に関する意識を社会全体に浸透させます。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
32	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※）の考え方の普及	望まない妊娠を避けるための知識の普及や、妊娠ＳＯＳかながわなどといった相談窓口を周知します。	スポーツ健康課
33	生涯を通じた女性の健康増進	女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）を推進し、健康診査、健康相談などにより女性の健康づくりを支援します。	スポーツ健康課
34	女性のこころの健康相談窓口の整備	思春期の女性の心の悩みからくる疾病や育児不安、加齢や体調の変化などからの不安、職場や家庭での人間関係からくるストレス、セクシャルハラスメントなど、精神保健福祉のための相談窓口の整備を図り、支援体制づくりを行います。	スポーツ健康課 子育て支援課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…性と生殖に関する健康と権利

成 果 目 標

評価指標	現況 (H27年度)	H32年度 目標数値
人権に関する講演会・研修の参加者数	71人	100人
健康づくり等講座の開設数	27講座	28講座

（４）基本目標４ 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域社会のそれぞれの場で、町民一人ひとりが「男だから」「女だから」という意識にとらわれず、男女共同参画についての意識を持つことが重要です。しかしながら、大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査によると、「男女共同参画社会」の認知度は、40%で（※図5）、また、大磯町内で、男女共同参画社会が進んでいると認識している割合のほうが少ない結果となりました。（※図6）

こうした状況から、町の男女共同参画施策を効率的・効果的に展開できるよう、役場の内部組織の推進体制において、長期的・短期的展望を確認しながら男女共同参画事業を推進し、男女共同参画行政の意義とその重要性を浸透させるために啓発する必要があります。

また、性別による偏りのない男女平等の社会づくりは、生涯を通してすべてのライフステージで推進されなければなりません。学校・家庭や地域社会などのあらゆる場で、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていく必要があります。

図5 男女共同参画社会認知度について

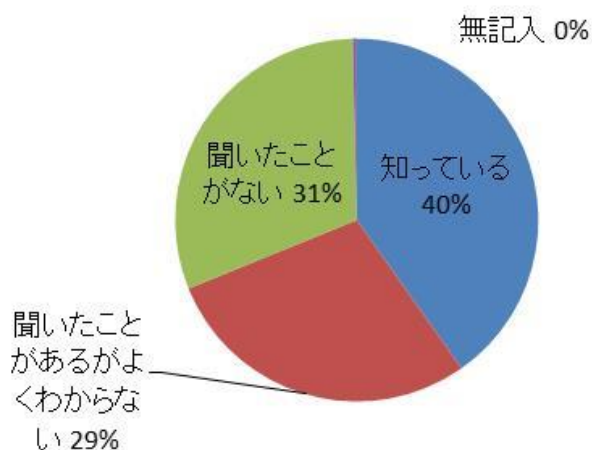
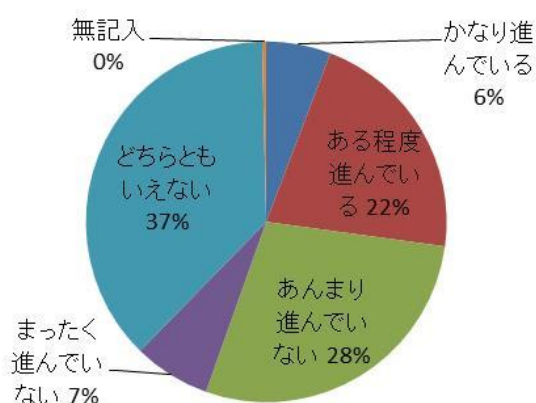


図6 大磯町内で男女共同参画社会が進んでいるか

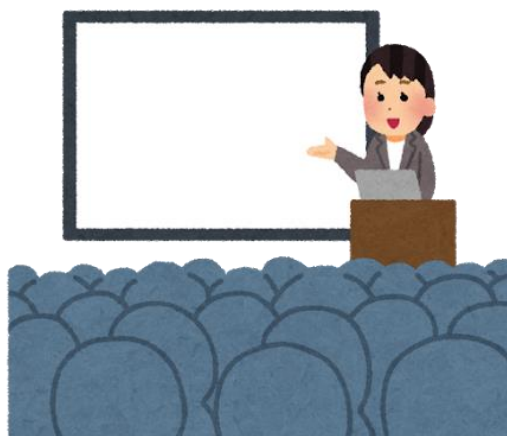


※大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査より

施策の方向 12 プラン推進体制の整備と促進

庁内組織を設置し、男女共同参画行政についての調査研究等を行い、「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」を総合的かつ効果的に推進します。また、国や県が実施する研修会等へ町担当職員を派遣し、関係機関と連携・協力を図りながら、男女共同参画施策の推進を図ります。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
35	男女共同参画行政推進会議の設置	庁内組織において、男女共同参画に係る施策についての調査研究を行い、「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」を総合的かつ効果的に推進します。	町民課
36	関係機関との連携	国や県が実施する男女共同参画に関する会議や研修会に町担当職員を派遣し、関係機関との情報の収集に努めるとともに連携・協力を図ります。	町民課
37	男女共同参画に関する町職員研修	男女共同参画に関する町職員研修の機会を提供し、職場環境の整備や意識改革を推進します。	総務課



施策の方向 13 学校教育における男女平等と個性の尊重

学校教育全体を通じて、人権と個性の尊重、男女の平等や相互理解・協力を推進する教育の充実を図ります。また、教育に携わる者への意識啓発に努めます。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
38	学習・指導・カリキュラムの充実	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を発揮できるような教育活動を推進します。特に、中学生が幼稚園等を訪問する子育て理解教育の実習を通して、男女が共同して家庭を築くことの重要性等について、理解を深めることができるよう努めます。	学校教育課
39	性に関する教育・啓発	小中学校では、性に関する教育について、児童生徒の発達段階に即して指導計画を作成し、取り組みます。学級通信で情報提供したり、授業参観等を活用したりして家庭との連携を図り啓発に努めます。	学校教育課

施策の方向 14 家庭教育における男女平等と個性の尊重

家庭は子どもが人格を形成する最初の場所であり、男女平等意識を育てるうえで大きな役割を担っています。家庭における性別役割分担意識の解消を積極的に推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
40	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の開設	家庭教育講座等に男女共同参画に関する学習を取り入れるように検討します。	生涯学習課

施策の方向 15 生涯学習における男女共同参画に関する学習の場と機会の提供

生涯を通じて、男女共同参画の意識を高めるよう、学習機会の提供を推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
41	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画講演会を開催し、啓発を積極的に図ります。	町民課
42	男女共同参画に関する生涯学習講座の開設	生涯学習講座等に男女共同参画に関する学習を取り入れるように検討します。	生涯学習課
43	就業意識の育成と生涯を通じた就業支援の充実	雇用対策を推進するために、関係機関との連携を図りながら、求職への情報提供、雇用開発を促進します。	産業観光課

成 果 目 標

評価指標	現況 (H27 年度)	H32 年度 目標数値
男女共同参画社会の認知度	40%	50%



(大磯町男女共同参画講演会の様子)

資料編

(1) 「大磯町男女共同参画」に関する町民アンケート調査集計結果・・・・・・・・	24
(2) 大磯町男女共同参画推進行政推進会議要綱・・・・・・・・	34
(3) 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・	36
(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律・・・	41
(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・	48
(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・	62



(1) 「大磯町男女共同参画」に関する町民アンケート調査集計結果

■調査結果の概要

調査対象：大磯町内に居住する20歳以上80歳未満の男女計800名を対象に10歳代刻みで抽出

調査期間：平成28年3月～4月

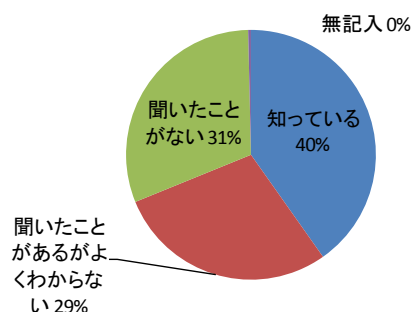
回答数：276名（34.5%）

【男女の平等の意識について】

問1. あなたは、男女共同参画社会という言葉を知っていますか。又はこの言葉を聞いたことがありますか。

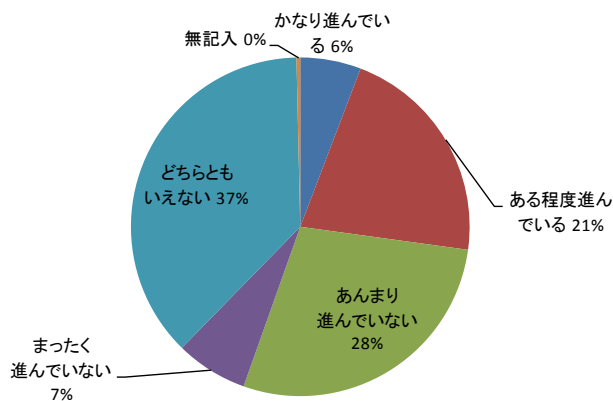
	知っている	聞いたことがあるがよくわからない	聞いたことがない	無記入
H27	111	79	85	1

・4割が「知っている」と回答したが、「知らない」「聞いたことがあるがよくわからない」と回答をしたのが6割となった。



問2. あなたがお住まいのところでは男女共同参画社会が進んでいると思いますか。

	H27
かなり進んでいる	16
ある程度進んでいる	59
あんまり進んでいない	78
まったく進んでいない	19
どちらともいえない	103
無記入	1

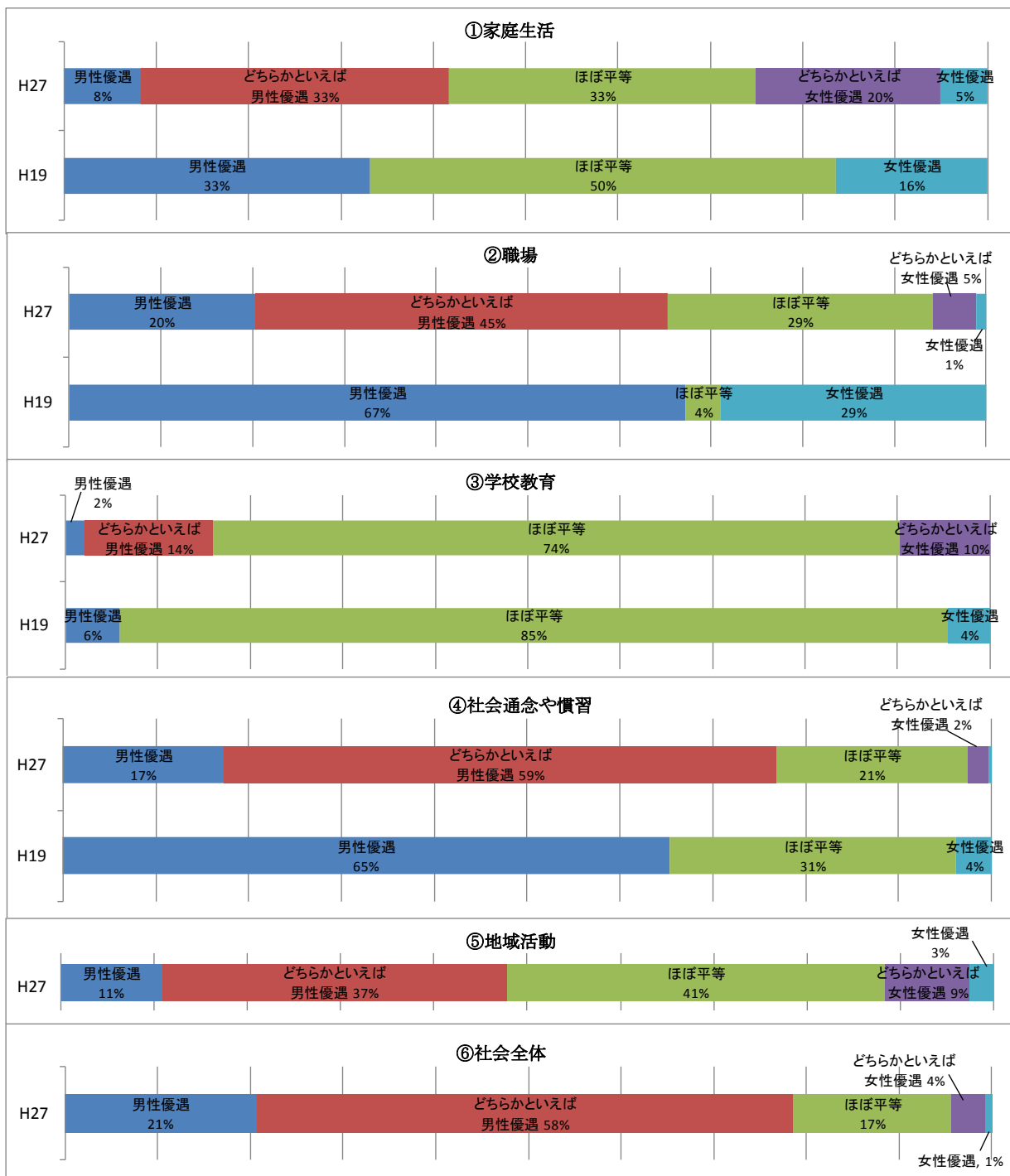


・「どちらともいえない」が、37%で一番多く、「あまり進んでいない」・「まったく進んでいない」を回答した人は35%、「かなり進んでいる」、「ある程度進んでいる」と回答した人は、27%であった。

男女共同参画社会が進んでいると認識している割合のほうが少ない結果となった。

問3. あなたは、各分野（①家庭生活②職場③学校教育④社会通念や慣習⑤地域活動⑥社会全体）において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。

			男性優遇	どちらかといえば男性優遇	ほぼ平等	どちらかといえば女性優遇	女性優遇
① 家庭生活	H27		23	92	92	55	14
	H19		107		163	53	
② 職場	H27		56	124	80	13	3
	H19		209		12	90	
③ 学校教育	H27		6	38	205	27	0
	H19		18		274	14	
④ 社会通念や慣習	H27		48	164	57	6	1
	H19		209		99	12	
⑤ 地域活動	H27		30	102	112	25	7
⑥ 社会全体	H27		57	160	47	10	2

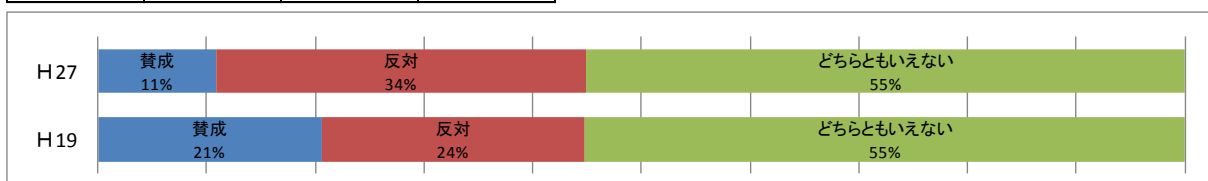


- ・学校教育の場では、平等との認識が、74.5%と高くなっている。次に、地域活動、家庭生活の順番となっている。
- 全体的に、男性優遇と認識している割合が高い。
- ・前回結果と比較すると、②職場のみ男女地位について、「ほぼ平等」という認識が増加していた。

【家庭と仕事について】

問4. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

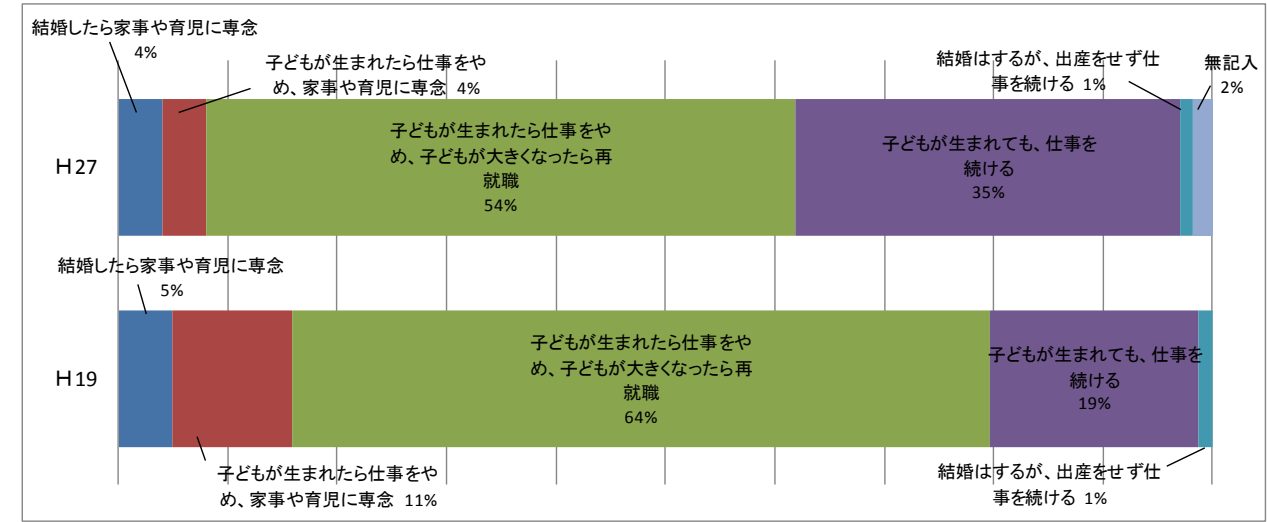
	賛成	反対	どちらともいえない
H27	30	94	152
H19	67	79	180



- ・「男は仕事、女は家庭」という考えについては、「どちらともいえない」が55%、「反対」が24%、「賛成」が21%となっている。前回のアンケート結果より、賛成の割合が減り、反対が増える結果となった。

問 5. 女性と仕事について望ましいと思うものをお選びください。

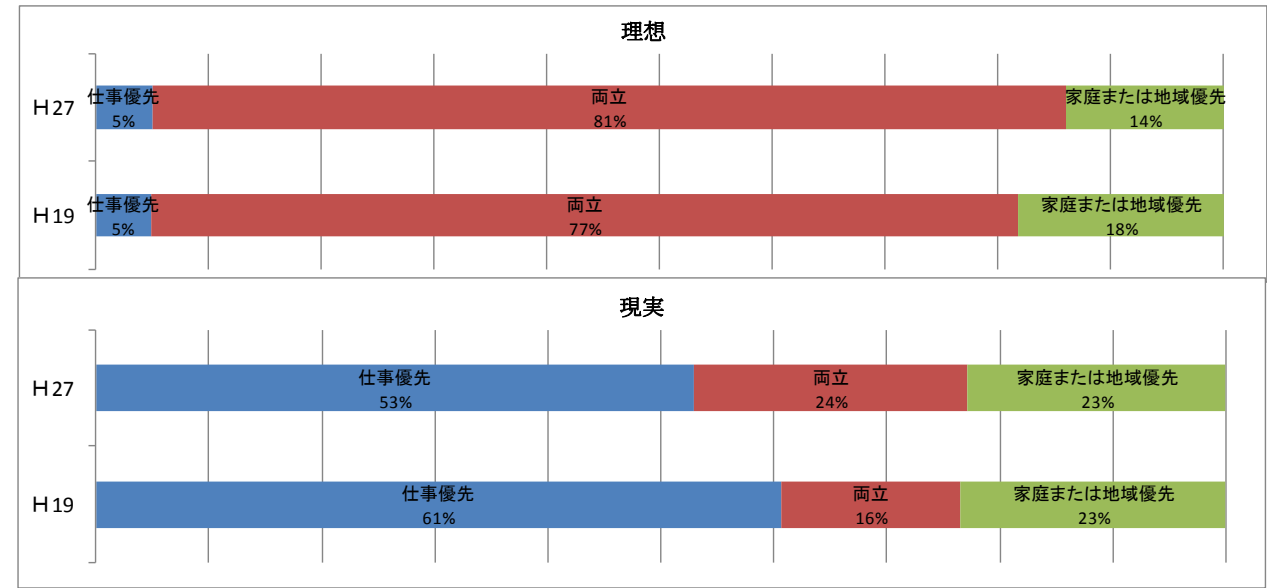
	1. 結婚したら家事や育児に専念	2. 子どもが生まれたら仕事をやめ、家事や育児に専念	3. 子どもが生まれたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再就職	4. 子どもが生まれても、仕事を続ける	5. 結婚はするが、出産をせず仕事を続ける	6. 結婚しないで仕事を続ける	7. 無記入
H27	11	11	148	98	3	0	5
H19	14	35	203	61	4	0	0



・女性と仕事について、「子どもが生まれたら仕事をやめ、大きくなったら再度仕事に就く」が53.4%だった。子どもが生まれても仕事を続ける36%と合わせると、89%と高く、前回結果と同様に就労の継続、子育て後の復帰を志向している。

問 6. 仕事と家庭生活または地域活動への関わり方について理想・現実をお選びください。

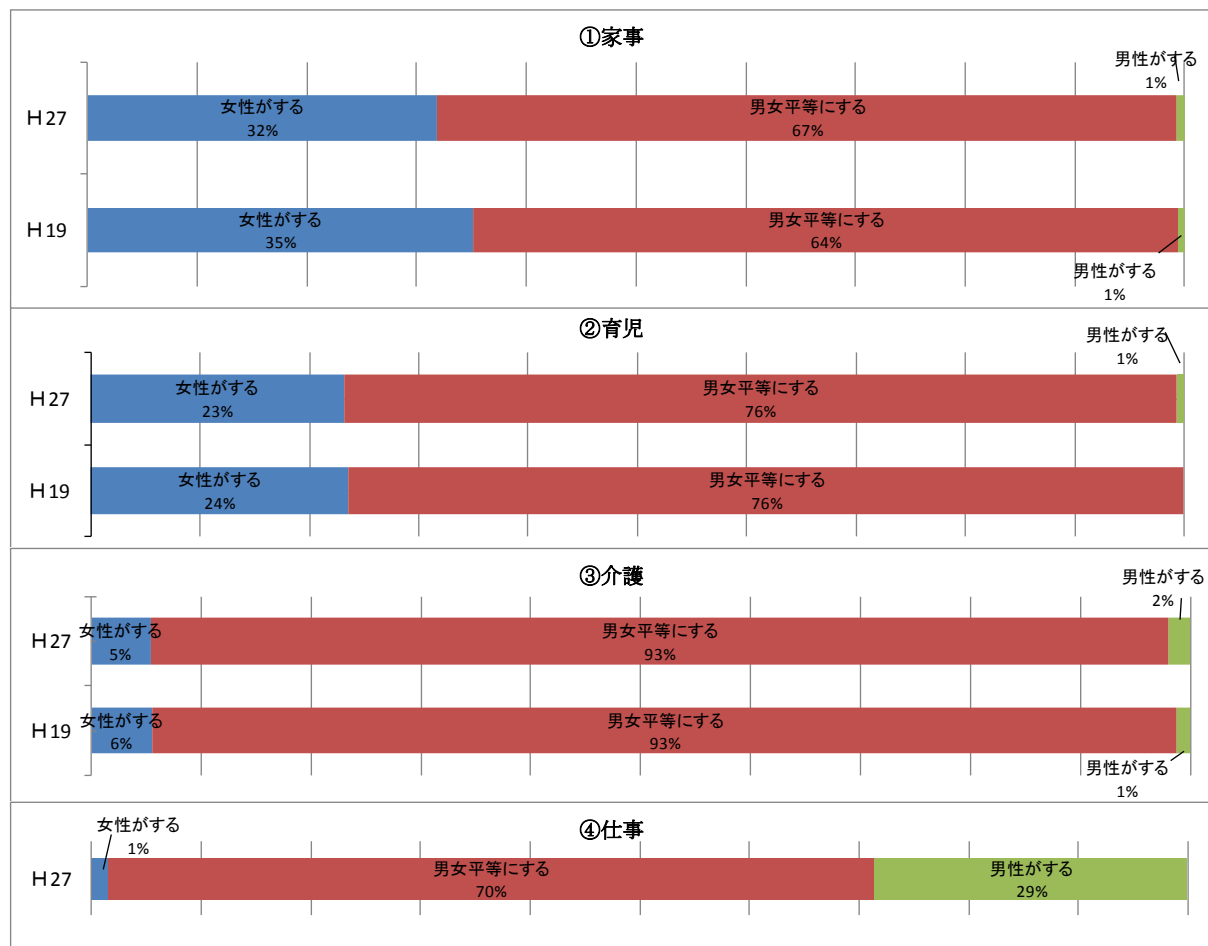
		仕事優先	両立	家庭または地域優先
理想	H27	14	224	38
	H19	14	249	59
現実	H27	147	67	62
	H19	191	50	74



・仕事と家庭生活、地域活動への関わり方について81%が「両立」を理想としているものの、53%が、現実的には仕事を優先している。前回結果より、現実で「両立」できている人が、24%と割合が高くなっている。

問 7. 家事・育児・介護・仕事の役割についてどのようにお考えですか。

			女性がする	男女平等にする	男性がする
①	家事	H27	88	186	2
		H19	113	203	2
②	育児	H27	65	209	2
		H19	75	243	0
③	介護	H27	15	257	4
		H19	18	300	4
④	仕事	H27	4	193	79

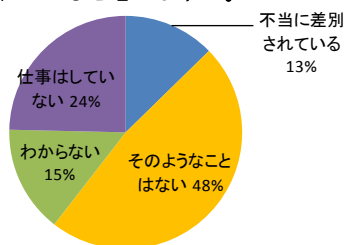


・家事、育児、介護、仕事の役割について約7割以上が、「男女平等にする」と考えている。

問 8. 今の職場で、仕事面や待遇面で、女性は男性に比べ不当に差別されていると思いますか。

不当に差別されている	そのようなことはない	わからない	仕事はしていない
35	132	41	68

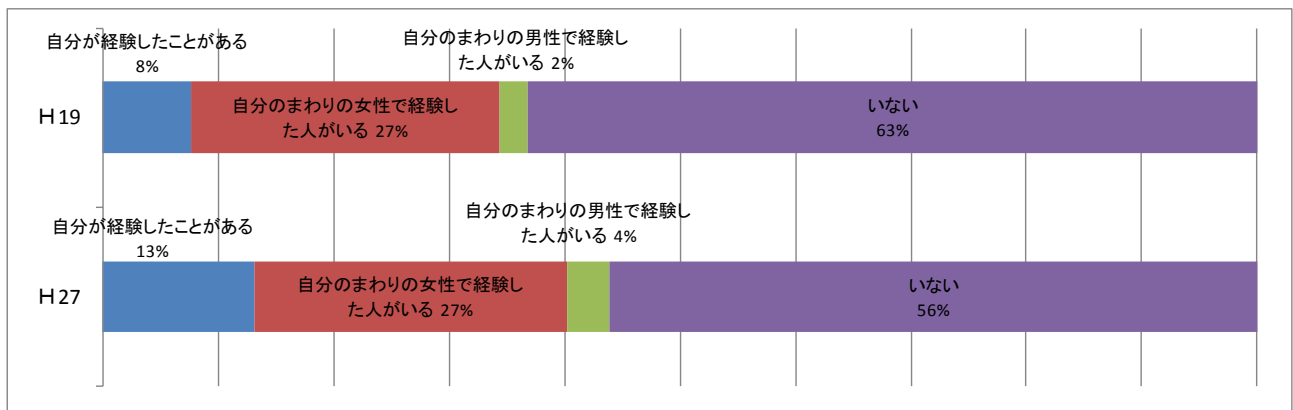
・職場内の男女差別は、「そのようなことはない」が48%、「不当に差別されている」が13%だった。



【配偶者に対する暴力について】

問 9. 配偶者や恋人などからの精神的・身体的暴力について見聞きしたことがありますか。

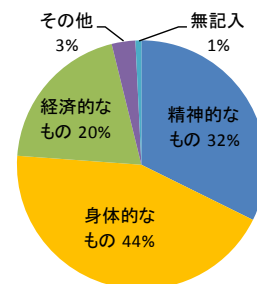
	自分が経験したことがある	自分のまわりの女性で経験した人がある	自分のまわりの男性で経験した人がある	いない
H27	39	80	11	166
H19	22	76	7	180



・DVについて、「自分が経験したことがある」が13%、「自分のまわりの女性で経験した人がいる」が27%、「いない」が56%となっている。前回結果と比較すると、「自分やまわりで経験した人がいる」と回答した人の割合が、44%と増加している。また、「男性で経験した人がいる」と回答した人も増加している。

問10. 問9で「自分のまわりで経験した人はいないを選んだ方以外に伺います。DVの内容はどのようなものですか。

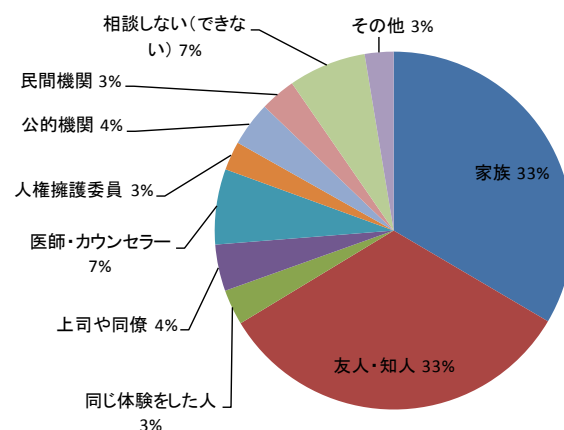
精神的なもの	身体的なもの	経済的なもの	その他	無記入
42	57	26	4	1



・DVの内容は、「身体的なもの」が44%、「精神的なもの」が32%、「経済的なもの」が20%である。

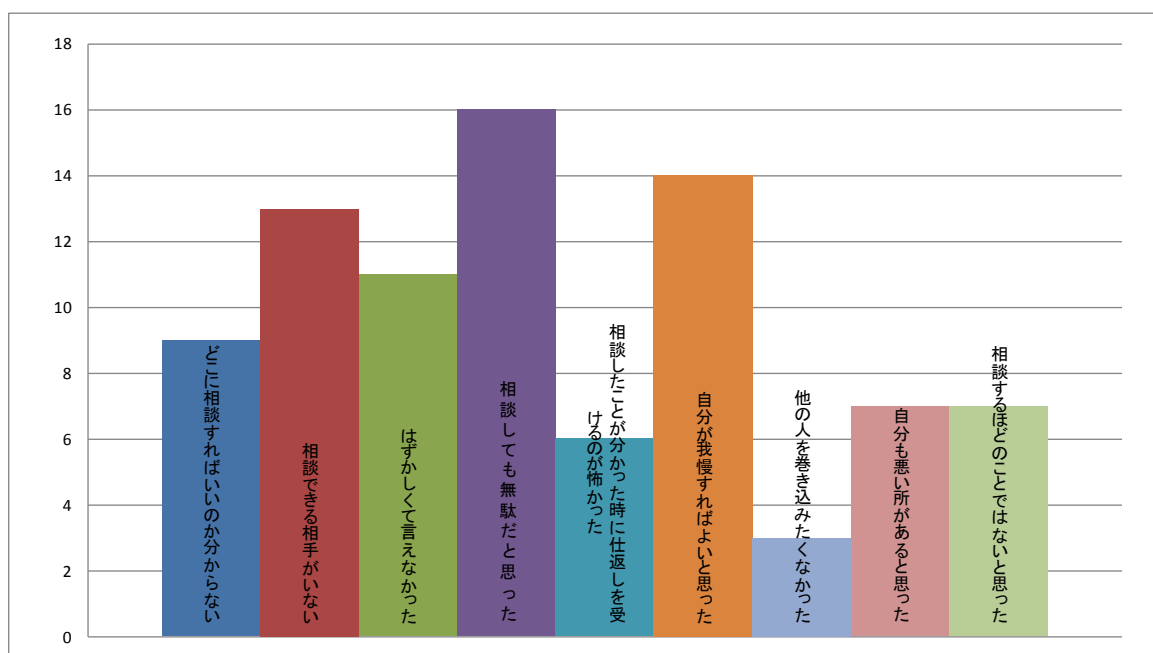
問11. もし配偶者や恋人などからの精神的・身体的暴力にあったときに相談できる相手はいますか。

家族	友人・知人	同じ体験をした人	上司や同僚	医師・カウンセラー	人権擁護委員	公的機関	民間機関	相談しない(できない)	その他
167	164	16	21	34	13	20	16	35	13



問12. 相談しない(できない)理由としてあてはまるものすべてお選びください。

どこに相談すればいいかわからない	相談できる相手がいない	はずかしくて言えなかった	相談しても無駄だと思った	相談したことが分かった時に仕返しを受けるのが怖かった	自分が我慢すればよいと思った	他の人を巻き込みたくなかった	自分も悪い所があると思った	相談するほどのことではないと思った
9	13	11	16	6	14	3	7	7

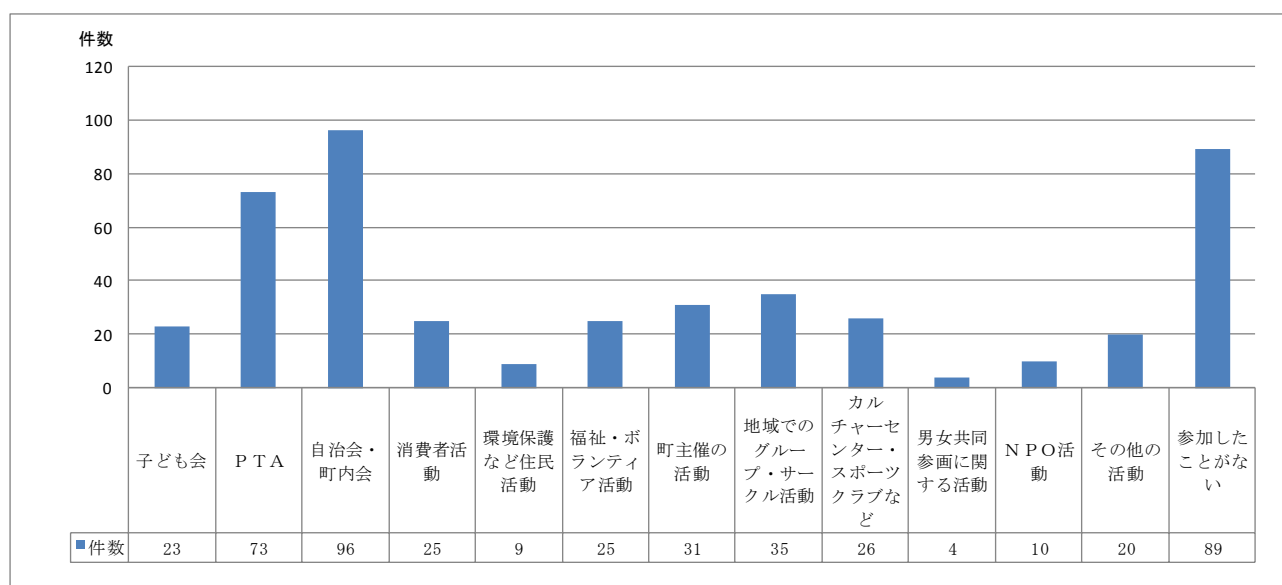


【社会参画について】

問13. 1～2年の間に以下のような活動に参加したことがありますか。

子ども会	P T A	自治会・町内会	消費者活動	環境保護など住民活動	福祉・ボランティア活動	町主催の活動	地域でのグループ・サークル活動	カルチャーセンター・スポーツクラブなど
23	73	96	25	10	26	31	35	27

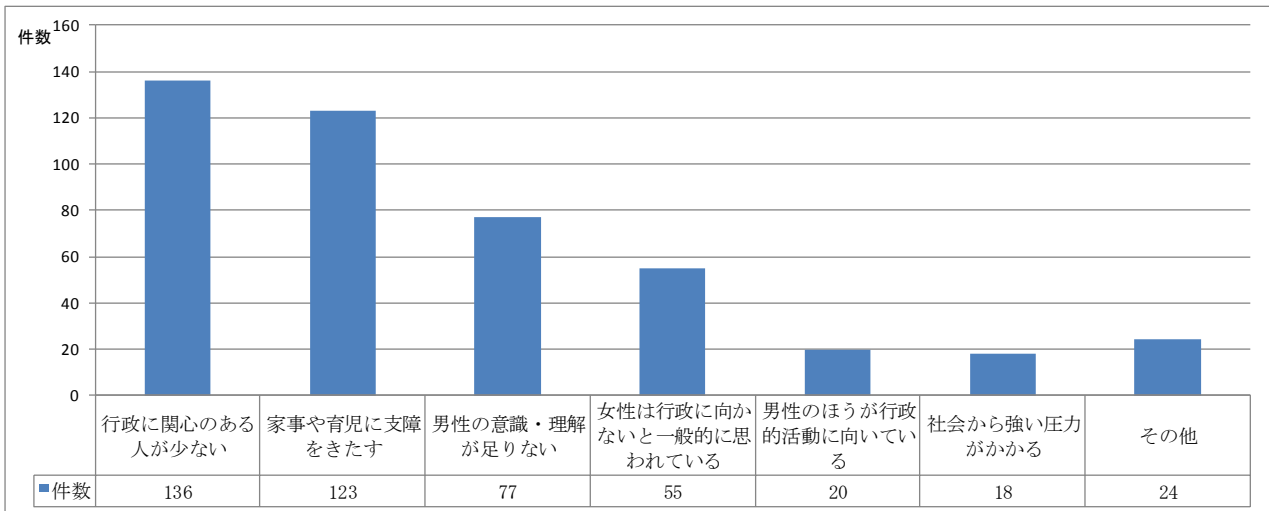
男女共同参画に関する活動	N P O活動	その他の活動	参加したことがない
3	10	20	90



- ・「自治会・町内会」に「参加したことがある」が一番多く、次に「参加したことがない」が2番目に多かった。
- ・自治会やP T A、地域でのグループ・サークル活動などに参加したことがある人が多い。

問14. 大磯町の審議会等の女性委員の割合が目標値を達成しない理由について、あなたの考えに近いものを全てお選びください。

行政に関心のある人が少ない	家事や育児に支障をきたす	男性の意識・理解が足りない	女性は行政に向かないと一般的に思われている	男性のほうが行政的活動に向いている	社会から強い圧力がかかる	その他
136	123	77	55	20	18	23

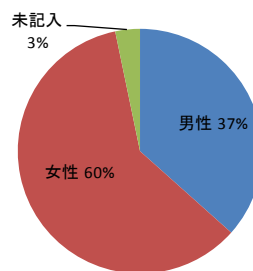


・審議会等の女性委員の割合が、40%（目標値）に達成しない理由について、「行政に関心のある女性が少ない」という考えや「家事や育児に支障をきたす」という考えが多かった。

■回答者の属性（未回答含む）

1. 性別

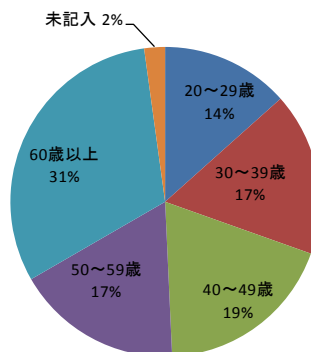
	H27	H19
男性	101	120
女性	166	183
未記入	9	0



・H19年度実施した結果と同様に60%が女性となっている。女性の意見を多く反映した結果となっている。

2. 年齢階層

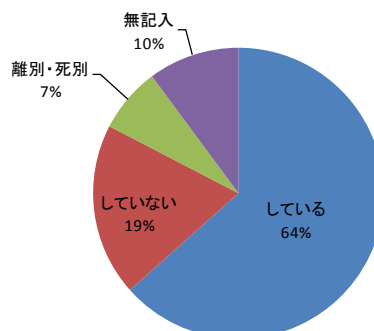
	H27	H19
20～29歳	37	51
30～39歳	47	37
40～49歳	52	68
50～59歳	48	62
60歳以上	86	86
未記入	6	0



・H19年度実施した結果と同様に60歳以上が最も多く、40歳代、50歳代と続く年齢層となっている。

3. 結婚

	H27	H19
している	175	178
していない	53	96
離別・死別	20	31
無記入	28	0

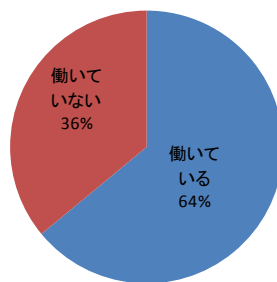


・既婚が64%で、未婚が、19%となっている。（前回：婚姻59%、未婚31%）

4. 配偶者の労働状況

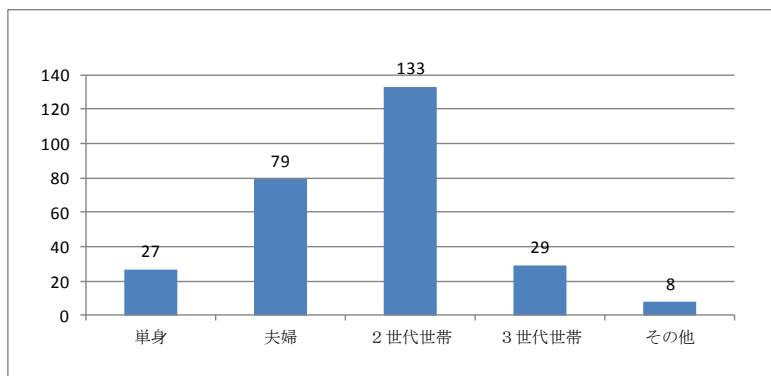
	働いている	働いていない
H27	112	63
H19	107	71

- ・働いているとの回答が、64%となっている。
(前回：働いている 60%)



5. 家族構成

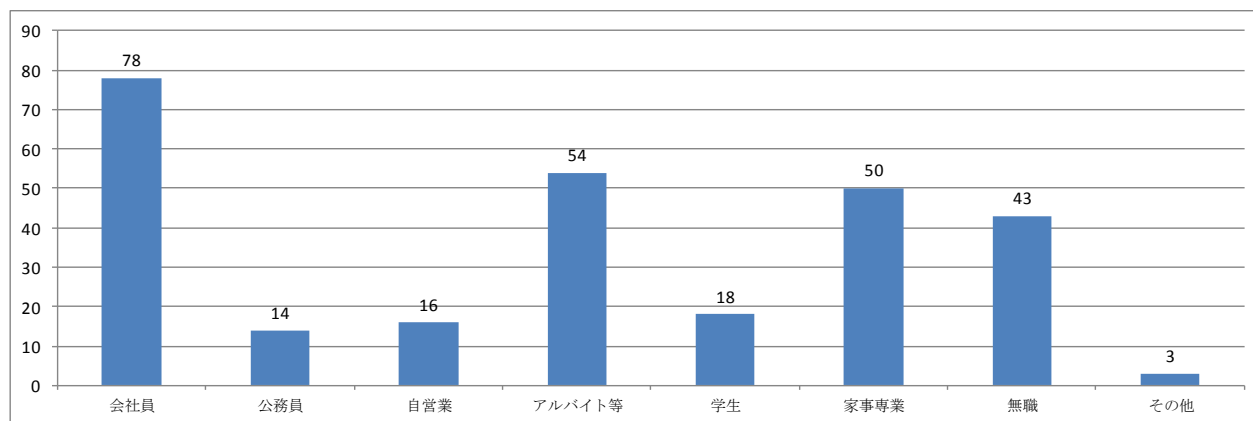
	H27	H19
単身	27	32
夫婦	79	74
2世代世帯	133	159
3世代世帯	29	38
その他	8	0



- ・49%が2世代、28.7%が夫婦のみ、3世代、単身はそれぞれ約10%程度となっている。
(前回：2世代 52%、夫婦のみ23%、3世代、単身は約10%程度)

6. 職業

会社員	公務員	自営業	アルバイト等	学生	家事専業	無職	その他
78	14	16	54	18	50	43	3



- ・会社員が28%、アルバイト等が、19.6%、家事専業が18.2%となっている。

問 5. 女性と仕事について望ましいと思うものを1つだけ選んでください。

1	望ましいものは1つに選べない。女性だけではなく男女ともに自由だとどれもありたいと思います。
2	経済的環境と本人の意思による。
3	個人によってそれぞれの選択。どれもが正解だと思うのでナンセンスな質問だと思います。

問 8. あなたは今の職場で、仕事や待遇面で、女性は男性に比べ不当に差別されていると思いますか。「不当に差別されている」と思う具体的な内容について

1	賃金格差
2	仕事の種類にもよると思う。
3	能力を伸ばして仕事に取り組む為の援助。
4	保育にもっと協力が必要。産休・育休の待遇のない雇用。
5	同じ仕事量に対し給料が男性より少ない。(又はそれ以上の仕事量)。同じ仕事量をこなしても、男性より評価されにくい。
6	上司は男性ばかり。
7	態度がエラそう、口のきき方、考え方
8	男性のほうがいつも良い立ち位置にいるし良い思いをしている。給料もいい。その男性の好き嫌いで評価し(態度や給料に表れる)困る。
9	その職場の企業によって違う。大企業、中小企業、それ以下の企業とでは考え方が全然違うでしょう。
10	飲み会でお酌をする。バレンタインを率先して行うなど性役割をおしつけられる。
11	シンクの掃除など女性だけの業務がある。
12	女だから仕事を覚えさせても無駄と言われた。

問 10. 自分や自分のまわりで、DVを見聞きしたことがある人で、どのような内容のものか。

1	両方の言葉の暴力も力の暴力も受けた。
2	以前東小磯に移住していた時の隣人(既婚男性)の執拗な監視やのぞき

問 11. もしDVにあったときに相談できる相手について

1	警察に相談する。
2	ネットの悩み相談サイト
3	時と場合によっては、相談できないかもしれない。
4	短期間なら我慢できる。

問 14. 大磯町の審議会等における女性委員の割合が、目標値に達成しない理由について

1	女性は疲れていて、休みの日は何もしない日がほしい。
2	活動に見合う対価がないのでは、意思のある人は町議をめざすでしょう。

3	女性委員の割合を決めて、男女同じにすればよい。
4	女性が参加するには、入りにくいイメージがある。
5	女性がというよりも、若い世代が活躍できていない（ポジションが少ない）。
6	時間がない。
7	無理に目標数値を達成の意味が分からない。
8	審議会があるということを知らない人が多いのでは。
9	女性は弱くて何もできないと思われている。やらせれば素晴らしい方がたくさんいます。
10	やりたいと思っている人はいるとは思いますが、一歩を踏み出せない人は多いと思います。
11	委員さんも議員さんも 20 歳代からみれば年配者が多い。その頃の方たちにまだ固定観念があるのでは。
12	大磯住民、特に年配者の閉鎖的な思考。若者が住めませんよ。大磯の地域が消滅してしまいますよ。
13	大磯はほかの市町村よりも行政に関心のある女性が多いように感じる。（特に外部から大磯に移住してきた人）
14	政治にかかわる女性が、以前より萎縮している感じがします。
15	地域特性が強い。封建的な考え方→建設的な意見を受け入れない。→変化嫌う。排他的。転入者をよそ者扱いする。伝統行事の衰退。感情が判断基準。同じ住民なのに「よそ者」と言われるのは不快です。
16	年配の方の意見も大切ですが、これからの若い人が（女性を含め）もっと関わりやすい環境が必要なのではないか。
17	大磯町は伝統行事に重点をおき保守的。もっと若い男女の意見を取り入れ若々しい町にしないと、若い人が集まらないし活気が出ない。

その他ご意見

1	このアンケートに年齢、性別を記入する欄がないのはおかしい。年齢や性別でどのようにちがうのかを調査するべきです。
2	ショッピングセンターもないので暮らしに不便。遠くに出ないとならないため、人には大磯をすすめられません。
3	大磯町に移住して 10 年が過ぎますが、住みにくいと感じる点があります。 一つ目はインフラ問題です。宅地開発が進む一方道路などが依然狭いままで、いつ接触事故が起こってもおかしくないと思われるところが多い。駅から遠いので非常に不便。バスなどの公共機関も少ないうえ、国道一号線は夜とても暗く女性の一人歩きは危険。
4	「問 2」の 3.あんまり進んでない→あまり進んでないと表現するのではないのでしょうか。
5	このようなアンケートを世帯内で男性のみに送付すること自体が男女平等ではないと思います。少なくとも私は主人の答えたアンケート内容と違う回答をします。（妻）

(2) 大磯町男女共同参画行政推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における男女共同参画行政に関する施策を推進するため、大磯町男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その所掌事項及び構成員並びに運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画行政についての調査、研究、企画立案、情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 大磯町男女共同参画推進プランの策定及び改定に関すること。
- (3) 大磯町男女共同参画推進プランの進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町民福祉部長
- (2) 町民福祉部町民課長
- (3) 別表に掲げる課に所属する職員のうち、町長が指名する者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は町民福祉部長をもって充て、副会長は町民福祉部町民課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(意見等の聴取)

第6条 推進会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

政策総務部政策課
政策総務部総務課
町民福祉部福祉課
町民福祉部子育て支援課
町民福祉部スポーツ健康課
産業環境部産業観光課
教育部学校教育課
教育部生涯学習課

(3) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別

による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総

理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (以下省略)

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)

最終改正：平成二八年三月三十一日法律第一七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法 の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を

改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい
る事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」とい

う。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項 に規定する船員及び同項 に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚

生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（以下省略）

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条

第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規

定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミ

リ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所

がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、

当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消

さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧

若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手

		又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況

等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようと

する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項

に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。